



栃木県公報

令和3(2021)年
12月17日(金)
第264号

目 次

規 則	
○児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給等に関する規則の廃止	1107
告 示	
○軽油引取税免税証の無効	1108
○生活保護法による指定医療機関の指定	1108
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	1109
○土地改良区定款変更の認可	1109
○県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧	1109
○土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正	1109
○同	1110
○同	1111
○同	1111
○土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正	1112
○同	1113
○同	1113
○同	1114
○土砂災害警戒区域の指定	1114
○土砂災害特別警戒区域の指定	1116
公 告	
○令和4(2022)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集	1120
○患畜の届出	1120
○土地区画整理事業の換地処分の届出	1121
選挙管理委員会	
○選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示	1121
調達等公告	
○入札公告(特定調達公告)	1122
○同	1124

規 則

栃木県規則第53号

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給等に関する規則を廃止する規則を次のように定める。
令和3年12月17日

栃木県知事 福田 富一

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給等に関する規則を廃止する規則

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給等に関する規則(平成26年栃木県規則第53号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(健康増進課)

告 示

栃木県告示第607号

次の軽油引取税免税証は、令和3(2021)年10月24日から無効とした。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

免税証の種類	免税用途	免税証の記号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地名称	免税証を交付した県税事務所名	無効の事由
20円券	農業	A0420074004 ～ A0420074013 A0420074015 A0420074016 A0420074019 A0420074022	14枚	R3(2021).1.1 ～ R3(2021).12.31	鹿沼市 (株)吉田石油店	栃木県 鹿沼県税事務所	紛失

(税務課)

栃木県告示第608号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和3(2021)年11月1日	クラクラクリニック	壬生町大字壬生甲3312-1
令和3(2021)年11月1日	ゆりなメディカルパーク	野木町大字丸林662-3
令和3(2021)年11月1日	にじいろ薬局のぎ	野木町丸林624-16
令和3(2021)年11月1日	KAGAYAKI薬局	佐野市高萩町407-2

2 指定訪問看護事業者等

指定年月日	指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
令和3(2021)年11月1日	医療法人大香会	真岡市高勢町3-205-1	Ui訪問看護ステーション西真岡	真岡市高勢町3-205-1

栃木県告示第609号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和3(2021)年10月31日	クララクリニック	壬生町大字壬生甲字車塚3312-1
令和3(2021)年10月31日	ゆりなメディカルパーク	野木町大字丸林662-3
令和3(2021)年5月31日	小林歯科クリニック	足利市通7-3244
令和3(2021)年11月15日	白木屋薬局	真岡市荒町1085

(保健福祉課)

栃木県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
大岩藤土地改良区	令和3(2021)年12月8日

栃木県告示第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

事業名	地域名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営塚崎・東野田地区土地改良（区画整理）事業	塚崎・東野田地区	令和3(2021)年12月20日から令和4(2022)年1月21日まで	令和4(2022)年2月7日	下都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第612号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第223号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
那須塩原市塩原410-I-012	略	略	那須塩原市塩原410-I-012	略	略
那須塩原市塩原410-I-014	略	略	那須塩原市塩原410-I-013	<u>別紙図面のとおり。(図面省略)</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>
那須塩原市塩原410-I-014	略	略	那須塩原市塩原410-I-014	略	略
那須塩原市塩原410-I-014	略	略	那須塩原市塩原410-I-015	<u>別紙図面のとおり。(図面省略)</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>
那須塩原市塩原410-I-014	略	略	那須塩原市塩原410-I-017	<u>別紙図面のとおり。(図面省略)</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>
略			略		
那須塩原市塩原7710	略	略	那須塩原市塩原7710	略	略
那須塩原市塩原7710	略	略	那須塩原市塩原7712	<u>別紙図面のとおり。(図面省略)</u>	<u>土石流</u>
略			略		
那須塩原市塩原7723	略	略	那須塩原市塩原7723	略	略
那須塩原市塩原7723	略	略	那須塩原市金沢J7701	<u>別紙図面のとおり。(図面省略)</u>	<u>土石流</u>
略			略		

栃木県告示第613号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成19年栃木県告示第203号)により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
那須塩原市鳴内07201	略	略	那須塩原市鳴内07201	略	略
			那須塩原市金沢7702	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
略			略		

栃木県告示第614号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成22年栃木県告示第20号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
那須塩原市板室212-II-003	略	略	那須塩原市板室212-II-003	略	略
			那須塩原市百村212-II-004	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第615号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成25年栃木県告示第207号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然

		現象の種類			現象の種類
略			略		
那須塩原市関谷410-Ⅲ-012	略	略	那須塩原市関谷410-Ⅲ-012	略	略
			那須塩原市関谷410-Ⅲ-013	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第616号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第224号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
那須塩原市塩原410-I-012	略	略	略	那須塩原市塩原410-I-012	略	略	略
				那須塩原市塩原410-I-013	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。(図面省略)
那須塩原市塩原410-I-014	略	略	略	那須塩原市塩原410-I-014	略	略	略
				那須塩原市塩原410-I-015	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。(図面省略)
				那須塩原市塩原410-I-017	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第617号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成19年栃木県告示第205号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
那須塩原市鳴内J7203	略	略	略	那須塩原市鳴内J7203	略	略	略
				那須塩原市金沢7702	<u>別紙図面のとお</u> り。(図面省略)	<u>土石流</u>	<u>別紙図面のとお</u> り。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第618号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成22年栃木県告示第21号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
那須塩原市板室212-II-003	略	略	略	那須塩原市板室212-II-003	略	略	略
				那須塩原市百村212-II-004	<u>別紙図面のとお</u> り。(図面省略)	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>別紙図面のとお</u> り。(図面省略)

略

略

栃木県告示第619号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成25年栃木県告示第216号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和3（2021）年12月17日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
那須塩原市関谷410-Ⅲ-012	略	略	略	那須塩原市関谷410-Ⅲ-012	略	略	略
				那須塩原市関谷410-Ⅲ-013	<u>別紙図面のとお</u> り。（ <u>図面省略</u> ）	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>別紙図面のとお</u> り。（ <u>図面省略</u> ）
略				略			

栃木県告示第620号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県大田原土木事務所及び那須塩原市役所において縦覧に供する。

令和3（2021）年12月17日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害発生原因となる自然現象の種類
那須塩原市百村212-Ⅱ-004	別紙図面のとお	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-Ⅰ-013	別紙図面のとお	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-Ⅰ-015	別紙図面のとお	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-Ⅰ-017	別紙図面のとお	急傾斜地の崩壊
那須塩原市関谷410-Ⅲ-013	別紙図面のとお	急傾斜地の崩壊
那須塩原市湯宮212-Ⅱ-1129	別紙図面のとお	急傾斜地の崩壊
那須塩原市湯宮212-Ⅱ-1130	別紙図面のとお	急傾斜地の崩壊

那須塩原市越堀213-I-1201	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市越堀213-I-1202	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市井口213-I-1203	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市西岩崎213-I-1204	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市鍋掛213-II-1201	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市鍋掛213-II-1202	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市鍋掛213-II-1203	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市鍋掛213-II-1204	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市鍋掛213-II-1205	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市鍋掛213-II-1206	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市黒磯213-II-1207	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市西岩崎213-II-1208	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市細竹213-II-1209	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市小結213-II-1210	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市亀山213-II-1211	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原213-II-1212	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市越堀213-III-1201	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市寺子213-III-1202	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市寺子213-III-1203	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市槻沢213-III-1204	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市小結213-III-1205	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市亀山213-III-1206	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市鳥野目213-III-1207	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市鳥野目213-III-1208	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市油井213-III-1209	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市寺子213-III-1210	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市中塩原410-I-1103	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-I-1105	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-I-1107	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-I-1112	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-I-1114	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市関谷410-I-1122	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市金沢410-I-1127	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市湯本塩原410-II-1101	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-II-1104	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-II-1109	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

那須塩原市塩原410-Ⅱ-1110	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-Ⅱ-1111	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市関谷410-Ⅱ-1118	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市関谷410-Ⅱ-1121	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市関谷410-Ⅱ-1123	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市下田野410-Ⅱ-1124	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市下田野410-Ⅱ-1125	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市金沢410-Ⅱ-1126	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市宇都野410-Ⅱ-1128	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市中塩原410-Ⅲ-1101	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市中塩原410-Ⅲ-1102	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-Ⅲ-1106	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-Ⅲ-1108	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-Ⅲ-1113	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-Ⅲ-1115	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市塩原410-Ⅲ-1116	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市遅野沢410-Ⅲ-1117	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市関谷410-Ⅲ-1119	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市関谷410-Ⅲ-1120	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
那須塩原市金沢7702	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
那須塩原市塩原7712	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
那須塩原市金沢J7701	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
那須塩原市上塩原ⅠG2101	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
那須塩原市金沢ⅠG2102	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
那須塩原市金沢ⅠG2103	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
那須塩原市遅野沢ⅠG2104	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
那須塩原市湯宮ⅡG2105	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
那須塩原市板室ⅡG2106	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流

栃木県告示第621号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県大田原土木事務所及び那須塩原市役所において縦覧に供する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富 一

区域の名称	指定の区域	土砂災害発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
那須塩原市百村212-II-004	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-I-013	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-I-015	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-I-017	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市関谷410-III-013	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市湯宮212-II-1129	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市湯宮212-II-1130	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市越堀213-I-1201	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市越堀213-I-1202	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市井口213-I-1203	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市西岩崎213-I-1204	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市鍋掛213-II-1201	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市鍋掛213-II-1202	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市鍋掛213-II-1203	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市鍋掛213-II-1204	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市鍋掛213-II-1205	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市鍋掛213-II-1206	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市黒磯213-II-1207	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市西岩崎213-II-1208	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

那須塩原市細竹213-II-1209	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市小結213-II-1210	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市亀山213-II-1211	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原213-II-1212	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市越堀213-III-1201	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市寺子213-III-1202	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市槻沢213-III-1204	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市小結213-III-1205	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市亀山213-III-1206	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市鳥野目213-III-1207	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市鳥野目213-III-1208	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市油井213-III-1209	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市寺子213-III-1210	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市中塩原410-I-1103	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-I-1105	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-I-1107	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-I-1112	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-I-1114	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市関谷410-I-1122	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市金沢410-I-1127	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市湯本塩原410-II-1101	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

那須塩原市塩原410-Ⅱ-1104	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-Ⅱ-1109	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-Ⅱ-1110	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-Ⅱ-1111	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市関谷410-Ⅱ-1118	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市関谷410-Ⅱ-1121	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市関谷410-Ⅱ-1123	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市下田野410-Ⅱ-1124	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市下田野410-Ⅱ-1125	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市金沢410-Ⅱ-1126	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市宇都野410-Ⅱ-1128	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市中塩原410-Ⅲ-1101	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市中塩原410-Ⅲ-1102	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-Ⅲ-1106	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-Ⅲ-1108	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-Ⅲ-1113	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-Ⅲ-1115	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市塩原410-Ⅲ-1116	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市遅野沢410-Ⅲ-1117	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市関谷410-Ⅲ-1119	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市関谷410-Ⅲ-1120	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

那須塩原市金沢7702	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市上塩原 I G2101	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市金沢 I G2102	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市湯宮 II G2105	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
那須塩原市板室 II G2106	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)

(砂防水資源課)

公 告

○令和4(2022)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

令和4(2022)年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則(昭和47年栃木県規則第36号)第9条の規定により公告する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

- 1 募集する訓練課程
普通職業訓練 短期課程(施設内コース)
- 2 募集予定人員

産業技術専門校名	所在地等	訓練科名	訓練期間	入校月	定員
県北 産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町 大字高久甲5226-24 電話 0287-64-4000	N C 機械科	6か月	4月・7月・10月・1月	人 各10
		C A D 基礎科	3か月	4月・7月・10月・1月	各10
		電気設備科	1年	4月	各15
		観光サービス科	6か月	4月・10月	各10
県南 産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76 電話 0284-91-0803	機械加工科	6か月	4月・10月	各5
		N C 機械科	6か月	4月・10月	各10
		C A D 基礎科	3か月	4月・7月・10月・1月	各10
		板金溶接科	6か月	4月・7月・10月・1月	各5
		電気設備科	1年	4月	各15

- 3 その他
募集について不明な点は、各県立産業技術専門校に問い合わせること。

(労働政策課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	芳賀郡市貝町	令和3(2021)年12月6日	法令殺

(畜産振興課)

○土地区画整理事業の換地処分の届出

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理事業の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

換地処分の年月日

令和3(2021)年12月5日

換地処分の内容

令和3(2021)年11月10日付け栃木県指令都計第220号で認可した換地計画のとおり。

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和3(2021)年12月17日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数
32,550人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
303,435人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
142,691人
- 4 県の議会の議員の各選挙区(宇都宮市・上三川町選挙区を除く。)における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足利市選挙区	40,539人
栃木市選挙区	44,065人
佐野市選挙区	32,653人
鹿沼市選挙区	26,966人
日光市選挙区	22,934人
小山市・野木町選挙区	52,573人
真岡市選挙区	21,447人
大田原市選挙区	19,812人

矢板市選挙区	9,017人
那須塩原市・那須町選挙区	39,708人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,542人
那須烏山市・那珂川町選挙区	11,885人
下野市選挙区	16,797人
芳賀郡選挙区	17,614人
壬生町選挙区	10,898人

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県下水道管理事務所長 荻田利一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

- ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,866,140kWh
- イ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 8,791,950kWh
- ウ 巴波川流域下水道巴波川浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 3,436,000kWh
- エ 北那須流域下水道北那須浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,401,647kWh
- オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,809,600kWh
- カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,524,600kWh
- キ 下水道資源化工場で使用する電力
予定使用電力量 6,840,100kWh

(2) 購入物品の特質等 それぞれの入札説明書による。

(3) 納入期間 令和4(2022)年4月1日(金)から令和5(2023)年3月31日(金)まで

(4) 納入場所

- ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- イ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- ウ 巴波川流域下水道巴波川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- エ 北那須流域下水道北那須浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- キ 下水道資源化工場（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (3) 令和4(2022)年2月9日(水)において栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22(2010)年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者で

あること。

- (5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。
- (6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。
- (7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159
栃木県下水道管理事務所 総務課 電話0285-53-5694
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和3(2021)年12月17日(金)から令和4(2022)年1月17日(月)までの日(土曜日、日曜日、祝日、令和3(2021)年12月29日(水)から同月31日(金)までの間及び令和4(2022)年1月3日(月)を除く。)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
1(1)アの件名：令和4(2022)年2月9日(水)午前10時
1(1)イの件名：令和4(2022)年2月9日(水)午前10時5分
1(1)ウの件名：令和4(2022)年2月9日(水)午前10時10分
1(1)エの件名：令和4(2022)年2月9日(水)午前10時15分
1(1)オの件名：令和4(2022)年2月9日(水)午前10時20分
1(1)カの件名：令和4(2022)年2月9日(水)午前10時25分
1(1)キの件名：令和4(2022)年2月9日(水)午前10時30分
栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、2月8日(火)午後3時まで、書留郵便で(1)の場所へ必着のこと。)
- (4) 入札方法 1の(1)の件名ごとに、それぞれ総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 令和3(2021)年12月17日(金)から令和4(2022)年1月18日(火)までの日(土曜日、日曜日、祝日、令和3(2021)年12月29日(水)から同月31日(金)までの間及び令和4(2022)年1月3日(月)を除く。)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、令和4(2022)年1月17日(月)までに、書留郵便で(1)の場所へ必着のこと。)
イ 確認結果の通知 令和4(2022)年1月25日(火)に郵送する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他

ア 入札の変更等 令和4(2022)年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、それぞれの入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- a) Electric power for the Kinugawa Joryu Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,866,140kWh
- b) Electric power for the Ken'o Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 8,791,950kWh
- c) Electric power for the Uzumagawa Purification Center on the Uzumagawa River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 3,436,000kWh
- d) Electric power for the Kitanasu Purification Center on the Northern Nasu River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,401,647kWh
- e) Electric power for the Oiwafuji Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,809,600kWh
- f) Electric power for the Omoigawa Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers
Estimated amount of electric power to be used 2,524,600kWh
- g) Electric power for the Waste Recycling Plant
Estimated amount of electric power to be used 6,840,100kWh

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

- a) 10:00 a.m., February 9, 2022
- b) 10:05 a.m., February 9, 2022
- c) 10:10 a.m., February 9, 2022
- d) 10:15 a.m., February 9, 2022
- e) 10:20 a.m., February 9, 2022
- f) 10:25 a.m., February 9, 2022
- g) 10:30 a.m., February 9, 2022

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

- a) ~ g) 3:00 p.m., February 8, 2022

(3) Information is available at:

General Affairs Division,
Sewage Management Office,
Department of Land Development,
Tochigi Prefecture
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524
TEL 0285-53-5694

(都市整備課)

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3(2021)年12月17日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品等の件名及び数量 栃木県立宇都宮高等学校外72校で使用する電気

予定使用電力量 19,775,600kWh

- (2) 購入物品等の特質等 詳細は入札説明書による。
 - (3) 納入期間 令和4(2022)年4月1日(金)から令和5(2023)年3月31日(金)まで
 - (4) 納入場所 栃木県立宇都宮高等学校外72校(78施設)
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。
大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」
 - (3) 令和4(2022)年1月26日(水)から同月27日(木)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
 - (5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結できる者であること。
 - (6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。
 - (7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県教育委員会事務局施設課財務担当 電話028-623-3374 FAX028-623-3377
 - (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
令和3(2021)年12月17日(金)から令和4(2022)年1月7日(金)まで入札情報システム上で公開する。
なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日及び令和3(2021)年12月29日(水)から令和4(2022)年1月3日(月)を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書及び入札内訳書の提出期限、提出場所及び提出方法
令和4(2022)年1月25日(火)午前8時から同月26日(水)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、令和4(2022)年1月27日(木)午前10時までに郵送(書留郵便)により提出すること。郵送が困難な場合は持参も可とする。
イ 開札の日時及び場所
令和4(2022)年1月27日(木) 午後3時
栃木県教育委員会事務局施設課(栃木県庁南別館4階)
 - (4) 入札方法
1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
 - (5) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出方法

この入札の入札参加希望者は、施設課が交付する競争参加資格確認申請書類（様式第1号及び2の(4)を証する書面）を、令和4（2022）年1月19日（水）午後4時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準（令和3（2021）年4月1日施行）に定める提出書類通知書（様式2）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便）又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

ウ 確認結果の通知

入札参加希望者が提出した競争参加資格確認申請書類について審査し、その結果は、電子入札システムにより、令和4（2022）年1月24日（月）までに入札参加希望者に伝えるものとする。

4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年4月1日施行）第19条第1項から第4項までに掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(4) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 入札の変更等

令和4（2022）年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札等の変更を行うことがある。

ウ その他 詳細は入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準（令和3（2021）年4月1日施行）の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electric power for the Tochigi Prefectural Utsunomiya Senior High School and other 72 senior high schools

Estimated amount of electric power to be used 19,775,600kWh

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

4:00 p.m., January 26, 2022

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

10:00 a.m., January 27, 2022

(3) Information is available at:

Financial Affairs Section,
School Facilities Division,

Office of the Board of Education,
Tochigi prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL. 028-623-3374

(教育委員会事務局施設課)